

# 推進区域対応方針について

# 推進区域及びモデル推進区域について(国の指針①)

## ➤ 【基本的な考え方】

2025年に向けた地域医療構想の更なる推進のため、医療提供体制上の課題解決に向けて、2024年度からの新たな取組として、病床機能報告上の病床数と必要量の差異等を踏まえ、**医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる構想区域を推進区域及びモデル推進区域に設定した上で、区域対応方針の策定等を通じた取組の推進を図っていくことが厚生労働省より示された。**

**2025年に向けた地域医療構想の更なる推進**

第14回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ 資料1 (一部) 令和6年3月13日(改)

○ 地域医療構想のPDCAサイクルを通じた取組を更に推進するため、**令和6年3月28日付で通知を発出し、2025年に向けて各年度に国・都道府県・医療機関が取り組む事項を明確化するとともに、国による積極的な支援を実施。**

※ その際、令和4年通知に記載のとおり、各都道府県においては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。また、2024年度より医師の時間外労働の上限規制が適用され、2035年度末に暫定特例水準を解消することとされており、各医療機関において上限規制を遵守しながら、同時に地域の医療提供体制の維持・確保を行うためには、医療機関内の取組に加え、各構想区域における地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携の取組など、地域全体での質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組を進めることが重要であることに十分留意する。  
なお、地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。

**2025年に向けた取組の通知内容(令和6年3月28日)**

**1. 2025年に向けて国・都道府県・医療機関が取り組む事項の明確化**

- 国において推進区域(仮称)・モデル推進区域(仮称)を設定してアウトリーチの伴走支援を実施、都道府県において推進区域の調整会議で協議を行い区域対応方針の策定・推進、医療機関において区域対応方針に基づく医療機関対応方針の検証・見直し等の取組を行い、構想区域での課題解決に向けた取組の推進を図る。
- ※ 病床機能報告上の病床数と必要量の差異等を踏まえ、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる推進区域(仮称)を都道府県あたり1~2か所設定。当該推進区域(仮称)のうち全国に10~20か所程度のモデル推進区域(仮称)を設定。なお、設定方法等については、追って通知。
- 引き続き、構想区域ごとの年度目標の設定、地域医療構想の進捗状況の検証、当該進捗状況の検証を踏まえ

**2. 国による積極的な支援**

**① 地域別の病床機能等の見える化**

- 都道府県別・構想区域別に、病床機能報告上の病床数と必要量、医療機関の診療実績等を見る化
- これらのデータを有効に活用して、地域医療構想調整会議の分析・議論の活性化につなげる

**② 都道府県の取組の好事例の周知**

- 地域医療構想の実現に向けた都道府県の取組の好事例を周知

**③ 医療機関の機能転換・再編等の好事例の周知**

- 医療機関の機能転換・再編等の事例について、構想区域の規模、機能転換・再編等の背景や内容等を整理して周知

**④ 基金等の支援策の周知**

- 地域医療介護総合確保基金やデータ分析体制構築支援等の支援策の活用方法について、都道府県・医療機関向けリーフレットを作成

**⑤ 都道府県等の取組の周知**

- 地域医療構想策定力示してきた地域医療構造府県等の取組のチェ府県等において、これより、今後、必要な取組

**⑥ モデル推進区域(仮称)伴走支援**

- データ分析等の技術確保基金の優先配分等モデル推進区域(仮称)に伴走支援を実施

各都道府県あたり1~2箇所の推進区域及び当該推進区域のうち全国に10~20箇所程度の(※)モデル推進区域を設定する。  
推進区域については、当該推進区域の地域医療構想調整会議において、区域対応方針の策定・推進を図る。

(※)モデル推進区域  
厚生労働省においてアウトリーチの伴走支援を行う区域(技術的支援及び財政的支援)⇒奈良県は設定なし

**2025年に向けて国・都道府県・医療機関が取り組む事項の明確化(案)**

	2023年度(令和5年度)	2024年度(令和6年度)	2025年度(令和7年度)
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年に向けた取組の通知発出(新)</li> <li>2025年に向けて国・都道府県・医療機関が取り組む事項を明確化・地域別の病床機能等の見える化、好事例の周知等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2024年度前半：都道府県あたり1~2か所の推進区域及びこのうち全国10~20か所程度のモデル推進区域を設定(新)</li> <li>モデル推進区域においてアウトリーチの伴走支援を実施(新)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域対応方針の進捗状況の確認・公表(新)</li> </ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整会議で医療機関対応方針の協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進区域の調整会議で協議を行い、区域対応方針(医療提供体制上の課題、解決に向けた方向性及び取組内容等)を策定(新)</li> <li>医療機関対応方針の進捗管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域対応方針の推進(新)</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関対応方針の策定・検証・見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域対応方針に基づく医療機関対応方針の検証・見直し(新)</li> <li>医療機関対応方針の取組の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域対応方針に基づく医療機関対応方針の検証・見直し(新)</li> <li>医療機関対応方針の取組の実施</li> </ul>

・R6年度中に、推進区域対応方針を策定

・R7年度は区域対応方針に基づき取組を推進する。

# 推進区域及びモデル推進区域について(国の指針②)

## 2025年に向けた地域医療構想の進め方について

(令和6年3月28日付け医政発0328第3号厚生労働省医政局長通知)【抜粋】

### 2. 2025年に向けた国、都道府県及び医療機関における計画的な取組

2025年に向けた地域医療構想の取組を更に推進するため、国、都道府県及び医療機関において、以下のとおり、2024年度及び2025年度に計画的に取組を進める(別添3)。

- (2) 地域医療構想については、構想区域単位で、医療提供体制上の課題を分析し、医療機関、関係団体、市町村等と連携して、地域医療構想調整会議において協議を行い、当該課題の解決に向けた取組を進めることが重要である。これまでのPDCAサイクルを通じた取組等により、地域医療構想調整会議において地域の実情に応じて関係者による協議が行われ、地域医療構想については一定の進捗が認められるところであり、これらの地域の実情に応じた取組を更に推進するため、2024年度からの新たな取組として、**病床機能報告上の病床数と必要量の差異等を踏まえ、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられるモデル推進区域(仮称)及び推進区域(仮称)を設定してアウトリーチの伴走支援を実施する。**

具体的には、厚生労働省において、2024年度前半に都道府県あたり1~2か所の推進区域(仮称)及び当該推進区域(仮称)のうち全国に10~20か所程度のモデル推進区域(仮称)を設定した上で、2024年度及び2025年度にモデル推進区域(仮称)においてアウトリーチの伴走支援(3.(6)に後述)を実施する。都道府県においては、2024年度に、推進区域(仮称)の地域医療構想調整会議で協議を行い、当該区域における医療提供体制上の課題、当該課題の解決に向けた方向性及び具体的な取組内容を含む推進区域対応方針(仮称)を策定し、2025年度に推進区域対応方針(仮称)に基づく取組を実施する。医療機関においては、2024年度及び2025年度に、都道府県が策定した推進区域対応方針(仮称)に基づき、各医療機関の対応方針について改めて必要な状況を確認して公表する。

**モデル推進区域(仮称)とする。**

### 3. 地域医療構想の更なる推進は

- (6) モデル推進区域(仮称)は、2.(2)のとおり、厚労省の技術的支援や地域医療介護総合推進法の伴走支援を実施する。

「病床機能報告上の病床数と必要量の差異等」とは…

- ①: データの特性だけでは説明できない総病床数の必要量との差異
- ②: データの特性だけでは説明できない機能別病床数の必要量との差異
- ③: 令和5年9月末調査において再検証対象医療機関における対応状況として検証中または検証未開始の医療機関がある
- ④: その他医療提供体制上の課題があつて重点的な支援の必要性があると考えられる区域

# 推進区域及びモデル推進区域について(国の指針③)

## 推進区域対応方針に記載すべき内容について

「地域医療構想における推進区域及びモデル推進区域の設定等について」  
令和6年7月31日付け医政発0731第1号厚生労働省医政局通知より抜粋

- (1) 構想区域のグランドデザイン
- (2) 現状と課題
  - ① 構想区域の現状及び課題(課題が生じている背景等を記載)
  - ② 構想区域の年度目標
  - ③ これまでの地域医療構想の取組について
  - ④ 地域医療構想の進捗状況の検証方法(地域医療構想調整会議の進め方やデータ分析方法等)
  - ⑤ 地域の医療機関、患者、住民等に対する周知方法(地域医療構想に係る取組内容、進捗状況の検証結果等)
  - ⑥ 各時点の機能別病床数(2015年、2023年病床機能報告、2025年対応方針、2025年必要病床数)
- (3) 今後の対応方針(※:(2)を踏まえた構想区域における対応方針)
  - ① 構想区域における対応方針
  - ② 「①」を達成するための取組
  - ③ 必要量との乖離に対する取組
  - ④ 「②」および「③」による取組の結果、想定される2025年予定病床数
- (4) 具体的な計画(今後の対応方針の工程等について記載)

## 様式例

○構想区域

区域対応方針

様式例

令和6年 ○月 策定

【1. 構想区域のグランドデザイン】

【2. 現状と課題】

① 構想区域の現状及び課題(課題が生じている背景等を記載)

② 構想区域の年度目標(令和5年3月31日付厚生労働省医政局地域医療構想調整会議通知)

③ これまでの地域医療構想の取組について

④ 地域医療構想の進捗状況の検証方法(地域医療構想調整会議の進め方やデータ分析方法等)

⑤ 地域の医療機関、患者、住民等に対する周知方法(地域医療構想に係る取組内容、進捗状況の検証結果等)

2015年 病床数	2023年度 病床機能報告 病床数 (内、療養病床)	2025年 予定病床数 (内、療養病床)	2025年 必要病床数 (内、療養病床)	差(増減) (内、療養)	差(増減) (内、療養)

【2. 今後の対応方針】 ※2を踏まえた具体的な方針について記載

① 構想区域における対応方針

② 「①」を達成するための取組

③ 必要量との乖離に対する取組

※3: ②及び③による取組の結果、想定される2025年の予定病床数

2025年 予定病床数 (内、療養)	2025年 必要病床数 (内、療養)

【4. 具体的な計画】 ※3: 今後の対応方針を踏まえた具体的な計画について記載

2025年度	取組内容	到達目標

# 奈良県の考え方

## 推進区域の設定について

- 推進区域(仮称)については、これまでの取組状況等を踏まえ、以下のとおり設定された。  
(下記①～④で示した区域から都道府県あたり1～2箇所、設定が必要)

- ① データの特性だけでは説明できない総病床数の必要量との差異が特に生じている区域
- ② データの特性だけでは説明できない機能別病床数の必要量との差異が特に生じている区域
- ③ 令和5年9月末調査において再検証対象医療機関における対応状況として検証中または検証未開始の医療機関がある区域
- ④ その他医療提供体制上の課題があつて重点的な支援の必要性があると考えられる区域

奈良県

R4に整理済  
(下記 I)

全構想区域を対象  
に取り組んでいる  
(下記 II)

- I. 病床の「量の検討」は概ねクリアしたことで全構想区域で合意を得ていること、また、再検証対象病院の対応方針も合意済であることから、2025年の必要病床数との差異等について議論を行っていく予定はないため、「①」～「③」の構想区域については、推進区域として設定しない。
- II. 昨年度より、「質の向上」の取組として、本県の地域医療構想調整会議では、「今後、増加が見込まれる高齢者救急の受入対応」について議論をおこなっており、本議題を継続して全構想区域の医療提供体制上の課題として、地域医療構想調整会議の場で議論していく予定である。
- III. 厚生労働省の通知により、各都道府県において、1～2箇所の推進区域の設定が必要なことから、「II」で示した課題に取り組んでいくために、近年の応需率等の推移を鑑み、「中和構想区域」を推進区域として設定する。但し、前述のとおり医療提供体制上の課題は全構想区域共通の課題であることから、推進区域の設定にとらわれずに、継続して全県的に本課題に対し地域の関係者と議論していく予定である。
- IV. 推進区域対応方針については、全体で現在、議論を重ねている内容を反映し策定するものとする。